

# 豊前・行橋水防地方本部圏域大規模氾濫減災協議会規約

## (設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「豊前・行橋水防地方本部圏域大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、豊前・行橋水防地方本部圏域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

## (協議会の対象河川)

第3条 協議会は、城井川、長峡川、小波瀬川、今川、祓川、その他豊前・行橋水防地方本部圏域における二級河川を対象とする。

## (協議会の構成)

第4条 協議会は別表1に掲げる委員をもって構成し、別にオブザーバーを置く。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者（学識経験者等）を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

## (幹事会の構成)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成し、別にオブザーバーを置く。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者（学識経験者等）を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

## (事務局)

第6条 協議会及び幹事会の事務局を、福岡県京築県土整備事務所及び福岡県県土整備部河川課に置く。

(協議会の実施事項)

第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取り組み状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び早期の復旧を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 協議会の規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 この規約は、平成29年6月2日から実施する。

平成30年2月8日 改正

別表 1

行橋市長  
豊前市長  
荻田町長  
みやこ町長  
築上町長  
気象庁 福岡管区气象台長  
福岡県 京築県土整備事務所長  
福岡県 京築県土整備事務所行橋支所長  
福岡県 伊良原ダム建設事務所長  
福岡県 県土整備部 河川課長  
福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長  
福岡県 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課長

(オブザーバー)

国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所

別表 2

行橋市 総務部 防災危機管理室長  
豊前市 総務課長  
荻田町 暮らし安全課長  
みやこ町 総務課長  
築上町 総務課長  
気象庁 福岡管区气象台 予報課長  
福岡県 京築県土整備事務所 用地課長  
福岡県 京築県土整備事務所行橋支所 庶務課長  
福岡県 伊良原ダム建設事務所 庶務課長  
福岡県 県土整備部 河川課 課長補佐  
福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課 課長補佐  
福岡県 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課 課長補佐

(オブザーバー)

国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所